



金沢市公報

号外第 2 1 号

平成21年(2009年)6月30日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	
規 則		金沢市母子保健法施行細則及び金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則
金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	1	(地域保健課) 3
金沢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	2	(障害福祉課)
		告 示
		金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱の一部改正について
		(健康総務課) 3

規 則

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第54号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項中「第314条の8」を「第314条の7及び第314条の8」に改め、同備考第2項第1号中「第92条第1項」を「第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に掲げる寄附金に係る部分に限る。)、第92条第1項」に改め、同項第2号中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項」を加える。

別表第2の備考第1項中「第314条の8」を「第314条の7及び第314条の8」に改め、同備考第2項第1号中「第92条第1項」を「第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に掲げる寄附金に係る部分に限る。)、第92条第1項」に改め、同項第2号中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項」を加える。

別表第3の備考第1項中「第314条の8」を「第314条の7及び第314条の8」に改め、同備考第2項第1号中「第92条第1項」を「第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に掲げる寄附金に係る部分に限る。)、第92条第1項」に改め、同項第2号中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項」を加える。

別表第4の備考第2項中「第314条の8」を「第314条の7及び第314条の8」に改め、同備考第3項第1号中「第92条第1項」を「第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に掲げる寄附金に係る部分に限る。)、第92条第1項」に改め、同項第2号中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項」を加える。

様式第5号の2中

<p>2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの (資産要件: [該当] [非該当])</p> <p>3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの (資産要件: [該当] [非該当])</p> <p>4 市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)で資産要件を満たすもの</p>	を
---	---

2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4 市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	に、
---	----

(2) 市町村民税非課税世帯の者 (3) 一定の資産を有していないこと。 ア 預貯金等の額が500万円以下であること。 イ 不動産（親族等が現に居住する不動産を除く。）を所有していないこと。	を
--	---

(2) 市町村民税非課税世帯の者	に
------------------	---

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第4までの規定は、平成21年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

金沢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月30日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第55号

金沢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

金沢市障害者自立支援法施行細則（平成18年規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号中

2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの (資産要件： [該当] [非該当]) 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの (資産要件： [該当] [非該当]) 4 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）で資産要件を満たすもの	を
--	---

2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）	に、
---	----

2 市町村民税非課税者 3 一定の資産を有していないこと。 ア 預貯金等の額が500万円以下であること。 イ 不動産（親族等が現に居住する不動産を除く。）を所有していないこと。	を
---	---

2 市町村民税非課税者	に
-------------	---

改める。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

金沢市母子保健法施行細則及び金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第56号

金沢市母子保健法施行細則及び金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

(金沢市母子保健法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市母子保健法施行細則(平成8年規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項中「第314条の8」を「第314条の7及び第314条の8」に改め、同備考第2項第1号中「第92条第1項」を「第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に掲げる寄附金に係る部分に限る。)、第92条第1項」に改め、同項第2号中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項」を加える。

(金沢市老人福祉法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市老人福祉法施行細則(平成8年規則第65号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第1項中「第314条の8」を「第314条の7及び第314条の8」に改め、同備考第2項第1号中「第92条第1項」を「第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に掲げる寄附金に係る部分に限る。)、第92条第1項」に改め、同項第2号中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市母子保健法施行細則別表の規定は、平成21年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市老人福祉法施行細則別表第2の規定は、平成21年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

告 示

●金沢市告示第159号

金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱(昭和56年告示第25号)の一部を次のように改正する。

平成21年6月30日

金沢市長 山 出 保

別表中 「

浴槽の手すりの整備	200,000円
-----------	----------

」を

「 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 300px;">浴槽の手すりの整備</td><td style="width: 150px;">200,000円</td></tr><tr><td>燃料をA重油等から廃油へ転換するための施設等の整備</td><td>500,000円</td></tr><tr><td>燃料をA重油等から廃材へ転換するための施設等の整備</td><td>400,000円</td></tr></table> 」	浴槽の手すりの整備	200,000円	燃料をA重油等から廃油へ転換するための施設等の整備	500,000円	燃料をA重油等から廃材へ転換するための施設等の整備	400,000円	に改める。
浴槽の手すりの整備	200,000円						
燃料をA重油等から廃油へ転換するための施設等の整備	500,000円						
燃料をA重油等から廃材へ転換するための施設等の整備	400,000円						

附 則

この告示は、平成21年7月1日から施行し、同日以後に行う公衆浴場の施設等の整備について適用する。

平成21年(2009年)6月30日 印刷
平成21年(2009年)6月30日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄